

公益社団法人日本超音波医学会役員の報酬・退職金に関する規程

(平成14年12月20日制定)
(平成25年4月1日改正)
(平成28年4月1日改正)

(総 則)

第1条 この規程は、定款第23条(役員を設置)に関して必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員(理事及び監事)は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されな
い。

附 則

この規程は、平成14年12月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。